

行吉学園広報倫理ガイドライン

令和3年11月10日

常任理事会決定

(令和6年8月28日 一部改正)

1 趣旨

学校法人行吉学園における広報（紙媒体のみならず、電子媒体等を含む。以下同じ。）の目的は、学園が設置する学校の教育・研究・社会貢献活動の状況や成果等の情報及び学校法人の有する情報を公正かつ正確に社会に対して提供することにある。

この目的の実現のため、すべての組織及び教職員は、以下の広報倫理ガイドラインに基づいて広報を行うものとする。

なお、このガイドラインに定めるもののほか、個人情報の取扱いについては、「学校法人行吉学園個人情報の保護に関する規程」により適切に実施する。また、その他の人権、著作権等に関する法令に定めがある場合は、その定めるところによる。

このガイドラインに抵触するおそれがある広報をしようとするときは、事前に総務部に相談するものとする。

2 正確性の保持

情報の発信は、写真も含め正確に提供しなければならない。

不正確な情報、誤解を招く情報または歪曲された情報を広報しないように注意しなければならない。

3 プライバシーの尊重

個人のプライバシーに関わる情報（家庭、家族、宗教、健康、性、個人生活等）を同意なく広報してはならない。

個人を特定できる写真、動画、氏名、出身高校等を使用する場合は本人にその主旨を十分に説明し、書面による同意を得なければならない。

4 著作権の尊重

他人の文章や写真を剽窃するなど著作権を侵害する行為を行ってはならない。

5 差別的表現の禁止

民族、国籍、出身、宗教、思想、信条、性、性的指向、障がい、職種等による偏見や差別を含む表現を行ってはならない。

6 誹謗中傷の禁止

特定の個人や団体に対する批判や論評を含んでいる情報については、正当性があり、その広報が公共のためになる十分な理由がなければ、広報してはならない。

7 商業用広告の取扱い等

学園の広報媒体という性格になじまない商業用広告を掲載してはならない。

政治的主張や宗教活動を目的とする情報の発信を行ってはならない。

8 ガイドラインに抵触する広報の取扱い

広報した内容が本ガイドラインに抵触することが判明した場合には、迅速に訂正、削除等を行い、必要なときは謝罪を掲載するものとする。